「院外処方箋の疑義照会一部不要の運用に関する合意書」の一部変更に係る覚書

独立行政法人国立病院機構岩国医療センター（以下「甲」という。）と岩国薬剤師会（以下「乙」という。）は、両者間で締結した「院外処方箋の疑義照会一部不要の運用に関する合意書」（以下「原合意書」という。）について、その一部を変更することについて、下記のとおり合意する。

記

1．変更内容

原合意書の「1．院外処方箋に関する疑義照会の運用について」の内容について、以下のとおり変更する。

【変更前】

②同一銘柄での「規格」の変更

先発品から先発品への変更については目的とする規格の後発品がない薬剤のみを対象とし、薬価が高くならない範囲で行うこと

【変更後】

②同一銘柄での「規格」の変更

同一銘柄の別規格製剤への変更は適応症が同一である場合に限り可能とする

なお、変更後の薬剤料が変更前より高くなる場合については、患者に費用負担の増加について十分説明し、同意を得ること

2．変更の適用開始日

本変更は、西暦　2026　年　//　月　/　日より適用する。

3．原合意書の取扱い

本合意書において変更する事項を除き、原合意書に定める事項については、従前のとおりとし、引き続きその効力を有するものとする。

４．協議

本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上

本合意の証として本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、甲１通、乙１通を保有する。

西暦　2026 年 10 月 20 日

甲　（住所）山口県岩国市愛宕町１丁目１番１号
（名称）独立行政法人 国立病院機構 岩国医療センター
院長　田中屋宏爾　印

乙　（住所）山口県岩国市室の木町３－６－１３
（名称）一般社団法人 岩国薬剤師会
会長　渡辺宗男　印